

## 1. 計画の意義

### 策定の背景と意義

瑞浪市（以下「本市」といいます。）では、これまで岐阜県の住宅施策や瑞浪市住宅マスタープラン（平成 14 年 3 月策定）（以下「既計画」といいます。）に従い、良好な住宅・住環境の整備や市営住宅の改修などに取り組んできました。

この間、高齢世帯の増加や暮らしの安全・安心の確保、景観形成への意識の高まり、さらには地球温暖化防止、低炭素社会の構築に向けた省エネ・高効率住宅の普及など、住宅施策を取り巻く環境も大きく変動しています。

また、昨今の厳しい経済状況により、これまでのような公共投資が困難となっているほか、市民ニーズが多様化するなかで、行政の説明責任を果たすためには、住宅施策の推進についても、積極的な住民参画と選択と集中的な取り組みが必要となっています。

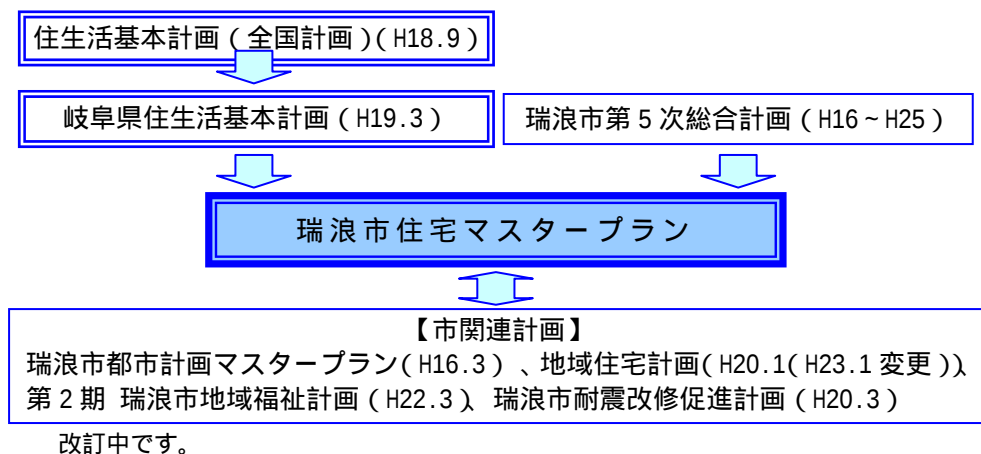
「瑞浪市住宅マスタープラン（以下「本計画」といいます。）」は、これらの状況を踏まえ、既計画の改訂を図るものであり、今後の本市の住宅施策を進めていくうえで、基本的な方針として活用するものです。

### 策定の目的と位置付け

本計画は、本市内の住宅に関する現状把握や調査・分析などを行い、地域の特性及び市民ニーズを的確にとらえたうえで、上位・関連計画との整合を図るとともに、都市計画や福祉施策、環境・防災施策などと連携した、総合的な住宅施策を取りまとめたものであり、市民・民間事業者・行政が連携して展開を図ることのできる施策の構築を目的とし、住生活 基本法の理念に則った、住宅施策の基本となる計画です。

本計画の位置付けは、以下のとおりです。

住生活とは、住宅を中心に展開される生活（住宅・住環境）を意味します。



### 計画期間

本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化や施策の効果に対する評価を踏まえ、適宜、見直しを行っていくものとします。